

第439回南国市議会定例会会議録

第7日 令和7年3月17日 月曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和7年3月17日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和6年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第7号 令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第8号 令和7年度南国市一般会計予算
- 第9 議案第9号 令和7年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和7年度南国市介護保険特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和7年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和7年度南国市水道事業会計予算
- 第15 議案第15号 令和7年度南国市下水道事業会計予算
- 第16 議案第16号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
第18 議案第18号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
第19 議案第19号 南国市路外駐車場の設置及び管理に関する条例
第20 議案第20号 南国市都市計画法施行条例の一部を改正する条例
第21 議案第21号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第22 議案第22号 南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第23 議案第23号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第24 議案第24号 南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第25 議案第25号 十市・稲生保育園統合高台移転整備事業用地の取得について
第26 議案第26号 市道の認定について
第27 議案第27号 普通財産の無償貸付けについて
第28 議案第28号 普通財産の無償貸付けについて
第29 議案第29号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）について
第30 議案第32号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
第31 承認要求書
第32 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第32まで

議案第33号

議発第1号より議発第4号まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第29号まで及び議案第32号

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第29号まで及び議案第32号、以上30件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長、斉藤喜美子議員。

令和7年3月13日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長

斉藤喜美子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費の補正 第3条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第2号	令和6年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第8号	令和7年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第2条債務負担行為 第3条地方債	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	第4条一時借入金 第5条歳出予算の流用		
第9号	令和7年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第21号	南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第22号	南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第24号	南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ない ものと認める
第29号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更） について	原案を可決すべきもの	やむを得ない ものと認める

*

〔7番 齊藤喜美子議員登壇〕

○7番（齊藤喜美子） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第21号から議案第24号まで、議案第29号の9件であります。去る13日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、2億9,019万7,000円の増額計上であります。その所要一般財源は6,978万8,000円の増額であり、森林環境譲与税188万円、利子割交付金120万6,000円、配当割交付金1,577万8,000円、株式等譲渡所得割交付金2,190万3,000円、法人事業税交付金647万9,000円、地方消費税交付金3,072万1,000円及び普通交付税2億699万3,000円を増額計上し、

ゴルフ場利用税交付金62万2,000円、環境性能割交付金9万2,000円、財政調整基金繰入金9,025万5,000円及び退職手当基金繰入金1億2,420万3,000円を減額計上するものです。

歳出につきましては、主なもののうち、総務費関係で、人事管理費2,143万7,000円、減債基金積立金7,373万6,000円及び国土調査事業費1億4,087万1,000円を増額計上し、消防費関係で、防災費3,535万6,000円を増額計上し、避難路沿道建築物耐震対策事業費566万1,000円を減額計上するものです。

繰越明許費につきましては、17事業で総額10億9,090万4,000円を追加計上し、6事業を変更しております。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和6年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で財産収入2万7,000円を増額計上し、歳出で土地取得事業費2万7,000円を増額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和7年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は258億4,000万円で、前年度当初予算と比べ6.4%の増額予算となっており、一般財源総額は140億334万4,000円で、前年度に比べ5.5%の増となっております。

主な歳出として、総務費関係では、電算システム維持管理等に係る電子自治体推進事業費4億5,786万8,000円、財政財産管理費1億5,264万3,000円、ふるさと応援基金積立金3億円、ふるさと寄附金事業費1億2,953万4,000円、コミュニティバス等運行事業費5,455万1,000円を計上し、消防費関係では、消防施設費8,330万3,000円、防災費1億1,529万4,000円及び住宅耐震対策促進事業費1億5,225万9,000円を計上しております。

また、公債費は、元利償還金21億7,448万1,000円を計上し、債務負担行為は、第4次地域福祉計画等策定業務委託449万4,000円、第5次南国市障害者基本計画等策定業務委託354万2,000円、環境センター運転管理業務委託9,584万6,000円及び農業参入企業等施設整備推進事業費補助金1,000万円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和7年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ3,533万3,000円で前年度に比べ12万7,000円の増額予算となっており、歳入では、財産収入10万円及び繰越金3,523万3,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費533万

3,000円及び予備費3,000万円を計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の引用条項について条項ずれが生じることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行により、本条例において引用する法律の条項について変更を行う必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の介護休暇の取得要件のうち、6月以上の雇用期間の要件を廃止することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の各種手当に係る基準改定等に準じ、南国市一般職の職員の配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の拡充等の改正を行うことから、南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

最後に、議案第29号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）についてにつきましては、辺地対策事業債を利用した上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の整備を行うため、令和5年度から令和9年度までの5年間の上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）が策定され、事業が進められておりますが、既存計画事業の事業費の見直しを行うため、同計画を変更することについて議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長、丁野美香議員。

＊

令和7年3月13日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

産業建設常任委員長
丁 野 美 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土 木費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和7年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商 工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	令和7年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	令和7年度南国市水道事業会計予算	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第15号	令和7年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第18号	南国市水道給水条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第19号	南国市路外駐車場の設置及び管理に関する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第20号	南国市都市計画法施行条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第26号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第27号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第28号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔9番 丁野美香議員登壇〕

○9番（丁野美香） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第6号から議案第8号まで、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第18号から議案第20号まで、議案第26号から議案第28号までの以上13件であります。去る3月13日に委員会を開催し、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費につきまして、歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、高知南国地区国営緊急農地再編整備事業基金積立金1,014万2,000円を増額計上し、農業振興育成補助金等事業費3,223万6,000円を減額計上し、土木費関係では、都市再生整備事業費（道路）4,904万2,000円及び都市再生整備事業費（図書館）1億378万6,000円を

増額計上し、土地区画整理事業費460万7,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的支出におきまして、整備拡張工事費を52万円増額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益を1,055万4,000円増額し、下水道事業費用を7,394万1,000円増額するものです。下水道事業収益につきましては下水道使用料及び一般会計補助金を減額し、一般会計負担金及び長期前受金戻入を増額し、下水道事業費用につきましては流域下水道維持管理費を減額し、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費及び消費税及び地方消費税を増額し、また、資本的収入におきまして、他会計補助金及び受益者負担金及び分担金の増額による7,534万8,000円を増額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和7年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費につきましては、歳出の主なものとして、労働費関係では、高知勤労者福祉サービスセンター及び労働金庫預託金1,800万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費7億1,426万5,000円、中山間振興費1億6,096万6,000円、市単独土地改良事業費8,150万円、市単独農道水路維持管理費6,750万円、多面的機能支払交付金事業費8,707万4,000円及び林業振興育成補助金等事業費1,988万2,000円を計上し、商工費関係では、ものづくりサポートセンター関連事業費4,466万2,000円、観光費3,516万9,000円及び連続テレビ小説を生かした観光振興事業費1億686万7,000円を計上し、土木費関係では、道路維持費1億3,479万6,000円、市単独道路新設改良事業費1億5,623万円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費3億10万円、狭あい道路整備等促進事業費1億6,800万円、橋梁等の長寿命化に係る道路更新防災等対策事業費8,600万円、都市再生整備事業費13億1,947万1,000円並びに繰出金として公共下水道事業及び農業集落排水事業への下水道事業会計繰出金3億1,968万7,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、第8款土木費の道路維持費について大幅な増額を求める意見がありました。

次に、議案第12号令和7年度南国市企業団地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,051万1,000円であり、歳入では、県支出金101万円及び南国日章産業団地の

分譲に伴う財産収入 3 億 7,950 万 1,000 円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費 1,238 万 7,000 円及び公債費 3 億 6,812 万 4,000 円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 14 号令和 7 年度南国市水道事業会計予算につきまして、収益的収支では、収入 8 億 1,895 万 1,000 円、支出 7 億 2,218 万 1,000 円を予定し、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入 4 億 4,422 万 4,000 円、支出 7 億 6,684 万 5,000 円を予定しており、不足する額 3 億 2,262 万 1,000 円は過年度分損益勘定留保資金 1 億 1,146 万 1,000 円、当年度分損益勘定留保資金 8,972 万 8,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,294 万 7,000 円及び減債積立金 7,848 万 5,000 円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号令和 7 年度南国市下水道事業会計予算につきまして、収益的収支では収入 6 億 6,798 万 6,000 円、支出 6 億 6,699 万 7,000 円を予定しており、建設事業に伴う資本的収支では、収入 3 億 5,927 万 1,000 円、支出 4 億 9,073 万円を予定しております。不足する額 1 億 3,145 万 9,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 769 万 6,000 円、減債積立金 1,898 万 9,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 477 万 4,000 円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号南国市水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の緩和等を行うことから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 19 号南国市路外駐車場の設置及び管理に関する条例につきましては、市民及び南国市を訪れた者の利便を図り、もって道路交通の円滑化及び観光の振興に寄与するため、南国市路外駐車場を設置することから、本条例を制定するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 20 号南国市都市計画法施行条例の一部を改正する条例につきましては、南国市内の土地利用を促進するため、開発行為の完了した土地に隣接する土地の開発行為が、完了した開発行為と一体のものであるとみなす期間に係る規定の見直し等を行うことから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号市道の認定についてにつきましては、門田線は、都市計画法第 29 条による

開発により整備されたため、市道として認定するものです。去る3月10日に担当課長立会いの下で現地調査を行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第27号及び議案第28号普通財産の無償貸付けについてにつきましては、株式会社南国オフィスパークセンターに対し、本棟及び別棟の敷地として、高知県と共有する土地及び南国市が所有する土地を、それぞれ無償で貸し付けておりますが、ともに令和7年3月31日で貸付期間が満了することに伴い、同センターの健全な運営のため、引き続き令和7年4月1日から2年間の無償貸付けを行うものです。審査の結果、いずれも適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長、杉本理議員。

＊

令和7年3月13日

南国市議会議長 岩松永治様

教育民生常任委員長

杉本理

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第3号	令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決	適当と認める

		すべきもの	
第 4 号	令和 6 年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 5 号	令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 8 号	令和 7 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第 10 款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 10 号	令和 7 年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 11 号	令和 7 年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 13 号	令和 7 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 16 号	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 17 号	南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 25 号	十市・稲生保育園統合高台移転整備事業用地の取得について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 32 号	南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔 8 番 杉本 理議員登壇〕

○ 8 番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 3 号から

議案第5号まで、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第25号、議案第32号の以上12件であります。去る3月13日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。主な内容は、民生費関係では、障害者自立支援給付事業費2,213万3,000円を増額計上し、児童手当費5,781万円を減額計上し、教育費関係では、小学校管理費（学校総務）4,890万1,000円及び中学校管理費（学校総務）1,199万円を増額計上し、集会所運営事業費883万5,000円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、2,127万7,000円を増額計上であります。主な内容は、歳入では、国民健康保険税3,854万5,000円、一般被保険者延滞金110万円等を増額計上し、県支出金350万円、一般会計繰入金1,212万1,000円及び一般被保険者第三者納付金300万円等を減額計上するものであり、歳出では、財政調整基金積立金3,410万8,000円を増額計上し、国民健康保険職員人件費47万6,000円、国民健康保険一般管理費120万円及び出産育児一時金1,050万円等を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、30万9,000円を増額計上であります。歳入では、預金利子30万9,000円を増額計上し、歳出では、介護給付費準備基金積立金30万9,000円を増額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、569万8,000円を増額計上であります。歳入では、後期高齢者医療保険料920万3,000円を増額計上し、一般会計繰入金350万4,000円及び後期高齢者医療保険料過料1,000円を減額計上するものです。歳出では、徴収費15万円及び後期高齢者医療広域連合納付金554万8,000円を増額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和7年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費13億9,159万4,000円、広域連合負担金を含む後期高齢者医療関連事業費8億4,688万4,000円、児童手当費9億685万5,000円、民営保

育所等費11億8,000万6,000円、認定こども園事業費4億6,216万1,000円、公立保育所費7億5,200万円、放課後児童対策事業費2億7,230万6,000円、生活保護扶助費14億9,400万円並びに繰出金として国民健康保険特別会計繰出金4億9,243万9,000円、介護保険特別会計繰出金7億2,989万4,000円及び後期高齢者医療保険特別会計繰出金2億3,098万5,000円等を計上しております。

衛生費関係で主なものは、公的病院運営助成金6,754万5,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億6,428万5,000円、妊婦・乳児等健康診査事業費4,228万円、香南斎場組合負担金3,836万1,000円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費6億615万6,000円、最終処分場関係一般管理費8,733万円、し尿処理施設運営事業費2億5,089万4,000円並びに繰出金として水道事業会計繰出金1,904万3,000円を計上しております。

教育費関係で主なものは、小中学校で使用する1人1台端末の更新に係るICT環境整備事業費2億2,000万円、南国市アクションプラン事業費1,620万円、地域交流センター運営事業費4,365万8,000円、体育施設管理運営費1億5,101万2,000円及び給食センター運営事業費9,390万1,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和7年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ55億1,557万3,000円で、対前年度5,061万9,000円の減額予算となっております。

歳入では、国民健康保険税7億7,388万4,000円、県支出金42億3,621万7,000円、諸収入等1,303万3,000円及び一般会計からの繰入金4億9,243万9,000円を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費9,381万6,000円、保険給付費41億5,077万円、国民健康保険事業費納付金11億9,750万円、保健事業費5,171万7,000円、基金積立金1,742万6,000円及び諸支出金等434万4,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和7年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ46億542万2,000円で、対前年度4,608万8,000円の増額予算となっております。

歳入では、第1号被保険者の保険料8億3,580万4,000円、国庫支出金11億4,679万4,000円、支払基金交付金11億8,468万2,000円、県支出金6億4,819万2,000円、諸収入等5万6,000円及び一般会計等からの繰入金7億8,989万4,000円を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費1億806万6,000円、保険給付費42億4,665万円、職員の人件費を含む地域支援事業費2億

4,867万9,000円及び諸支出金等202万7,000円を計上し、また、債務負担行為として、第10期介護保険事業計画策定業務委託427万9,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ9億4,452万2,000円で、対前年度6,611万4,000円の増額予算となっており、歳入では、後期高齢者医療保険料7億1,242万2,000円、諸収入等111万5,000円及び一般会計繰入金2億3,098万5,000円を計上し、歳出では職員の人件費を含む総務費2,419万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金9億1,918万円及び諸支出金等115万円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、栄養士法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されることから、関連するこれらの条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることに伴う職員配置基準等の見直しであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害援護資金の償還金の償還免除に関して、災害弔慰金の支給等に関する法律附則第2条第1項に規定する特例の適用を可能とするため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号十市・稲生保育園統合高台移転整備事業用地の取得についてにつきましては、津波浸水想定区域内にある十市保育園及び稲生保育園を統合し、高台に移転整備するため、当該移転整備事業に供する用地を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第32号南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、令和7年度からの乳児等通園支援事業の実施に当たって、その設備及び運営に関する基準を定める必要があることから本条例を制定するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第7号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第15号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第15号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号から議案第23号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第23号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号から議案第29号まで及び議案第32号、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第29号まで及び議案第32号、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第31、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和7年3月17日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長 斉 藤 喜美子

産業建設常任委員長 丁 野 美 香

教育民生常任委員長 杉 本 理

議会運営委員長 今 西 忠 良

—————*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————*—————

議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第32、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....

南国市議会議長 岩松永治様

南国市長 平山耕三

第439回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第439回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

議案第33号 南国市副市長の選任の同意について

.....

-----*

議案第33号

○議長（岩松永治） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第33号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 早速でございますが、追加議案の提案理由を申し述べます。

議案第33号南国市副市長の選任の同意について、南国市副市長として岡崎拓児氏を選任したく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

裏面に参考資料として岡崎氏の略歴を添付しておりますので、御参照ください。

以上をもちまして追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩松永治） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 質疑を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） これより議案第33号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第33号は同意することに決しました。

＊

議発第1号から議発第4号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	有 沢 芳 郎

賛成者	南国市議会議員	齊 藤 喜美子
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	齊 藤 正 和
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第1号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
法 務 大 臣	鈴 木 馨 祐 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 磨 様

＊

議発第2号

学校の業務量に見合った教職員配置、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	溝 渕 正 晃
賛成者	〃	岡 崎 純 男
	〃	前 田 学 浩

賛成者	南国市議会議員	有 沢 芳 郎
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第2号

学校の業務量に見合った教職員配置、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、高知県の学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

様々な教育課題が増える中、教員がゆとりを持って教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための定数の在り方の見直しが必要です。

教員1人当たりの授業の持ちコマ数を減少させ、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかけ

る残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。また、「新たな職」の創設には、教育活動への影響も踏まえ慎重な審議が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任を持って条件整備を進めていくことが求められます。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置を進めるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正を行うこと。
2. 「新たな職」の創設には、教育活動への影響を考慮した慎重な審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
文 部 科 学 大 臣	あ べ 俊 子 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様

＊

議発第3号

ガソリン税の廃止またはガソリン税暫定税率の即時撤廃を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	斉 藤 喜美子
賛成者	〃	前 田 学 浩
	〃	有 沢 芳 郎
	〃	植 田 豊

賛成者	南国市議会議員	丁野美香
〃	〃	西本良平
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	山本康博
〃	〃	西内俊二
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	山中良成
〃	〃	西山明彦
〃	〃	松本信之助
〃	〃	今西忠良
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本理

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第3号

ガソリン税の廃止またはガソリン税暫定税率の即時撤廃を求める意見書

現在、日本全国においてガソリン価格の高騰が続いており、とりわけ地方においては市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に、公共交通機関が十分に整備されていない地域では、自家用車が日常生活の必需品であり、ガソリン価格の高騰は家計に大きな負担をもたらしている。また、運輸業・鉄鋼業・農林漁業など特に燃料を必要とする産業においても、コスト上昇が続き、事業の存続すら危ぶまれる状況となっている。

さらには、ガソリン税は既に課税された金額に消費税がかかるため、消費者が過剰に税負担を強いられている状況になっていることと、本来は一時的な増税措置であった暫定税率が実質的に半世紀以上維持されており、「暫定」という名目が形骸化されていることについて問題が指摘されている。

こうした状況を鑑み、政府に対し以下のとおりガソリン税の廃止または暫定税率の撤廃を強く求める。

記

1. 国民の生活や経済活動を守るためガソリン税そのものの廃止をすること。
2. ガソリン税自体の廃止ができないのであれば、現在のガソリン暫定税率を直ちに廃止し、税負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
経 済 産 業 大 臣	武 藤 容 治 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	赤 澤 亮 正 様

＊

議発第4号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	松 下 直 樹
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	松 本 信 之 助
〃	〃	今 西 忠 良

賛成者 南国市議会議員 福 田 佐和子
" " 杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第4号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐることは、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様
法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐 様

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号及び議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

＊

○議長（岩松永治） 次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。
11番神崎隆代議員。

〔11番 神崎隆代議員登壇〕

○11番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代です。

私は、ただいま議題となりました議発第3号ガソリン税の廃止またはガソリン税暫定税率の即時撤廃を求める意見書に対し、反対の立場で討論を行います。

ガソリン税の暫定税率は、確かに国民や事業者に大きな負担を強いており、廃止の必要性については理解できるものですし、現に令和6年12月に自民党、公明党、国民民主党の3党幹事長によるガソリン税の暫定税率の廃止についての合意がなされております。暫定税率の廃止は3党間の約束であり、必ず実現をすることが決まっています。しかし、現時点で拙速に廃止を決定することは、多くの課題を未解決のままにし、むしろ社会全体に混乱をもたらすおそれがあります。

第1に、財政に大きな影響を与えます。まず、本市を含む全国の地方自治体は、現在のガソリン税の暫定税率を前提に予算を編成しており、その税収を基に各種事業を計画、実施しています。暫定税率が廃止されれば、その財源が減少し、自治体の財政運営にも影響を及ぼすことは避けられません。本市においても令和7年度予算に4,070万円計上されており、この代替措置をどうするか結論を出さずに年度途中で廃止されれば、混乱を招くおそれがあります。

第2に、ガソリン価格の高騰は世界的な原油価格の変動によるものであり、一時的な税率の引下げだけでは根本的な解決にはなりません。むしろ、価格高騰に対する支援策を強化し、必要な層に直接的な補助を行うほうがより効果的で公平な対応となります。具体的には、燃料価格の高騰が深刻な影響を及ぼす運送業者や農林水産業への補助金支給、低所得世帯へのガソリン代補助など、ターゲットを絞った支援策の強化を求めるほうが現時点の施策としては重要だと考えます。

第3に、ガソリン税の見直しは脱炭素社会の実現という長期的な政策とも関わっています。化石燃料の消費を抑制することが求められる中で、ガソリン価格を安易に引き下げるとは環境政策と逆行する可能性があります。本市においても2050年カーボンニュートラルを表明し、令和3年3月に南国市地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素社会の実現に向けて施策を進

めている中でもあり、施策の整合性をどのようにするか議論も必要であると考えます。そのため、再生可能エネルギー等の普及支援策の強化等の議論を並行して行いつつ、暫定税率廃止の議論へと向かうべきです。

以上の理由から、国に対しては価格高騰に対する支援策の強化と地方の財源に影響が出ない代替措置を行った上でガソリン税の暫定税率の廃止を求めるべきであり、即時撤廃という今回の意見書に対しては、賛成できません。したがって、本意見書に反対いたします。議員の皆様におかれましては、慎重な御判断をお願い申し上げます。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 次に、議発第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） 参政党の山本でございます。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書に対しまして、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、意見書の中で推進すべき点が3点上げられています。

1点目は、平成27年12月の最高裁判決で、別氏は違法という判決に、その上で立法府である国会で議論すべきとの意見がついている点です。しかし、この点については、もし民法を変えたいのであれば、立法府である国会で審議することと言っているだけのことであり、三権分立におけるルールのことを言っているだけであり、別氏を推進するような意味ではありません。

2点目は、令和6年6月に経団連はビジネス上のリスクがあることを指摘しています。しかし、参政党の吉川議員が法務委員会において、海外渡航時におけるパスポートの問題を質問していますが、パスポートは既に旧姓の併記が可能となっていることもあり、在外公館からこれに関してトラブルの報告は一件もないという答弁が返ってきていました。つまり、経団連が求めている問題は、その問題自体が架空のものであると判明しています。

3点目は、国連の女性差別撤廃委員会が同姓の強制の廃止を訴えています。日本における世論調査の実態をまず確認しておきます。内閣府の令和3年の世論調査の結果、夫婦同姓と旧姓使用を希望するの2項目の合計が69.2%となっており、国民の多くが夫婦同姓を望んでいることが分かっています。また、本年2月22日から23日の産経・FNNの合同世論調査では、選択的夫婦別姓を求める声が減少してきており、同姓を維持しつつ、旧姓使用を拡大すべきという意見が過半数を占めたということです。令和5年3月に公表された男女共同参画社会に関する世論調査では、夫婦の氏の在り方に関する議論について考えたことがないという人が過半数を占めていました。つまり同姓が問題だという認識はないのです。日本においては、民法第750条においてどちらの氏を名のるかを夫婦で話し合っ決めて決めることができるようになっていきます。つまり、選択的夫婦同姓制度となっており、結婚する2人で合意して決めることができる自由があるわけです。過去、高市早苗議員が法務部会に提出した婚姻前の氏の通称使用に関する法律案、これは旧姓を通称使用できるようにする法案です。さらに、同氏は総務大臣のときに、1年間で総務省が管轄する全ての法律を精査して旧姓使用ができるようにするため通知を出すことで、なんと1,142件も通称使用できるようにしたそうです。つまり、旧姓使用ないしは旧姓併記の制度を拡大することで、問題のほとんどは解決するものと考えます。

日本においては、日本人に合う制度は既にあり、通称使用や併記という改正があれば十分なため、同姓の強制には当たらないものと考えます。それ以上に、深刻な課題は子供の姓をどうするかという問題です。姓が違う親の子供の感情にも配慮する必要があります。また、姓を選択できるのは夫婦だけであり、子供は選択の自由がないという構造的な問題をはらんでいます。そのほかにも、家族の一体感の喪失、家族の破壊の助長や離婚の増大、少子化の悪化への

懸念、戸籍制度や戸籍の表記の問題、親子の確認の手間など、別氏が許可されたら問題や課題が噴出することが考えられています。夫婦や家族の一体感や安心感は名字の統一からももたらされることの一つであることは否定できません。家族の一体感は美しく、家族関係を強くし、人格形成に役立ち、その結果、地域や国を強くするものであると考えます。それに逆行する選択的夫婦別氏制度の推進には反対の立場であり、今回提出された意見書に反対いたします。

以上、同僚議員の反対への賛同をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

会派を代表いたしまして、ただいま議題となっております、議発第4号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書に、賛成の討論を行います。

選択的夫婦別姓制度は、婚姻の際、同姓を望む人は同姓に、そのままの氏名を望む人は別姓にという、どちらも選択できる制度です。日本の現行法では、日本人と外国人の婚姻、離婚また日本人同士の離婚については婚姻または離婚後の姓を選択できるようになっています。しかし、日本人同士の婚姻のみに夫婦同姓が強制されていることは、名字を変えたくない人が婚姻に際して改正を強制され、不合理な二者択一を迫るものであり、両性の平等と基本的人権を掲げた日本国憲法に反しています。希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの婚姻前の姓を名乗ることを認め、個人の尊厳が尊重されるべきではないでしょうか。

今や夫婦で夫婦同姓を法律で義務づけ、強制している国は日本だけです。国民世論も既に7割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成し、日本経済団体連合会経団連も制度の導入を求めて政府に提言を出しました。国連の女性差別撤廃委員会も、日本政府に対して繰り返し法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきだと何度も勧告をしてきました。夫婦別姓を可能にする法改正は待ったなしであり、国会における議論の加速が今こそ求められているのではないのでしょうか。

また、通称の使用で事足りるのではという意見もありますが、通称使用を拡大しても不利益を被るのはほとんどの場合女性に偏っています。戦後家制度は廃止され、新憲法の下で妻と夫は平等となりました。しかし、婚姻の際、今もなおほとんどの場合女性が姓を変更しています。その中には名前を変えることが当たり前に強制されているため、違和感を口にすることができなかった女性も多くいます。

2019年11月から申出により旧姓が併記できるよう整備されるようになりました。これをもつ

て通称使用の拡大で十分とする主張もありますが、各種届出や職場での混乱など、やはり多くの不都合が生じていることは否めません。しかも、海外では原則本名である戸籍姓しか通用しなかったり、ダブルネームでは税の手續や銀行口座で使用できないなど、問題は解決されません。キャリアの中断、アイデンティティーの喪失、名称変更の煩雑な手續など、幾ら通称使用の範囲を拡大しても圧倒的に多くの女性が改姓によって不利益を被っている事実は変わりありません。昨年10月30日、国連女性差別撤廃委員会は政府に対し法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきと民法の差別的規程の廃止についていよいよ4度目となる勧告をしています。婚姻の自由や氏名の変更を強制されない自由に関わる人権問題と受け止め、人権侵害を速やかに是正すべきです。

また、今回上程されているこの意見書は、導入を求める立場だけではなく、幅広い議論、そしてより積極的な議論の加速を求めるものであり、そういった点においても広範な市民の皆さんの思いに応えるものではないでしょうか。今や選択的夫婦別姓制度の導入や議論の加速を求める意見書は、今年1月30日の時点で469の地方議会で採択されています。南国市議会においてもこの意見書を可決採択されるよう、同僚議員の皆さんに心より呼びかけまして、賛成討論といたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） この際、この3月末をもって退任される北條副市長に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶を願います。北條副市長。

〔北條邦寿副市長登壇〕

○副市長（北條邦寿） 議長のお許しをいただきましたので、一言退任の御挨拶を申し上げます。

このたび、任期の途中ではございますが、3月31日付で副市長の職を辞することとなりました。

た。令和5年4月に就任以来、2年間にわたり市民の皆様、市議会議員の皆様、市職員の皆様には大変お世話になりました。皆様からいただきました御厚情に心より御礼申し上げます。

私が副市長に就任して間もない令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、社会経済活動が正常化に向かい始めました。様々な行事が再開され、在任期間中、多くの市民の皆様や関係団体の皆様との交流を持つ機会に恵まれましたことは、県の職員では得難い大変貴重な経験であり、ありがたいものでありました。

また、令和5年10月には連続テレビ小説「あんぱん」の放映が決定するという大変うれしい発表がありました。放映までの限られた期間の中で職員とともに知恵を出しながら、多くの方々に南国市にお越しいただき、やなせ先生を感じてもらい、満喫していただけることを考え、取り組んでこれましたこともよき経験となりました。加えて、市政の様々な場面において市職員の皆様が業務に主体的に取り組む姿に触れ、市職員としての誇りや責任感の強さを感じることも数多くあり、大変心強く感じたところでした。

これまでの間、私としては副市長としての責に応えられるように心がけてまいったつもりですが、何分微力の身であり、至らぬ点、力不足の面もあったかと思えます。平山市長をはじめ、市議会議員の皆様、市民の皆様、職員の皆様には、各方面から支えていただきましたこと、御指導をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

「あんぱん」の放映開始とともに市政を離れることに寂しさを感じるころですが、4月からは南国市の副市長としての貴重な経験を生かし、高知県職員の一人として県政の発展に向けて取り組む所存です。南国市政ともしっかりと連携協調できればと願っております。

最後になりますが、南国市の今後ますますの御発展と市民の皆様、市議会議員の皆様、そして市長をはじめ、職員の皆様の一層の御健勝と御多幸をお祈り申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。皆様、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 次に、この3月末をもって役職定年される課長に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶を願います。渡部参事兼財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） この3月をもって役職定年を迎え、課長職を退職するに当たり、岩松議長をはじめ、議員の皆様には御挨拶の機会をいただき誠にありがとうございます。

私は、昭和63年に入所し、企画課から始まり、今年度が37年目となりました。平成25年に2度目の財政課勤務となりましたが、そのときはまさか異動がないまま役職定年を迎えることになるとは露ほども思いませんでした。平成27年7月には財政課長を拝命し、財政課勤務は通算

では18年になりますが、今はこれでやっと年末年始の予算査定から開放されるという思いが大きいです。

財政課に最初に配属になったとき、西野係長、当時の上司でございましたが、西野係長に言われた、「皆がおまえに頭を下げて、それはおまえにではなくおまえの肩書に対してのものだから間違えるなよ」という言葉は今でもしっかり胸に刻んでいます。財政課での18年間の勤務中は、不祥事、裁判と万事平穩ではありませんでしたが、皆様の御理解と御協力により何とか無事役職定年を迎えることができたというのも、最初の教えがあったからこそだと感じております。

最後に、財政課長として一つお願いがあります。

南国市の将来に負担を残すことがないようにと職務に努めておりましたが、急激な社会情勢の変化の中、これまでどおりのやり方が通じなくなってきました。これからの本市の財政健全化には痛みを伴う改革も必要になってきますが、どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。南国市のさらなる発展と皆様方の今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 濱田上下水道局長。

〔濱田秀志上下水道局長登壇〕

○上下水道局長（濱田秀志） 上下水道局の濱田でございます。

この3月をもって役職定年を迎え、一線を退くに当たり、このように皆様に御挨拶をする機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、在学中の秋には東京の建設会社に就職が決まっていたのですが、おじより長男だから地元に残ってほしい、市役所を受けろ、仕事も楽だと説得されました。仕事が楽かどうかは別にしても、休日に関しては民間会社より取得はしやすく、趣味となったスキーでは国体に8回出場いたしましたが、職場の理解、応援がなければなかなか実現できなかったと思います。

昭和62年4月の採用後、辞令交付式で水道局に出向を命ぜられましたが、高知市水道局への出向と思い違いをするほど、南国市の水道のことは知りませんでした。当時の水道は日々修理に追われているような状況で、水道本管では石綿管、給水管では鉛管が多く存在していた時代であり、昼間はほぼ外に出っ放しで、夕方に帰ってきて夜間に設計などデスクワークを行うことが多かったと記憶しています。また、ある地区で3日間断水が続いたときには、技術、技能系の局員はその間ほとんど寝ずに、最後は山中の獣道のような場所まで漏水箇所を探し回ったことがありましたが、先輩方の使命感や執念をひしひしと感じました。また、私にとって大き

な出来事であったのは、平成25年に姉妹都市である岩沼市へ1年間派遣され、全国から支援に
来られている方々や岩沼市職員と復興に携わったことは、その後の私にとって大きな宝となっ
ています。

ここで、南国市の自慢話になりますが、当時は岩沼市でも地震の余震がまだ続いており、水
道本管の修理に何度か立ち会いましたが、地元南国の業者の手際のよさを改めて実感いたしま
した。実際に私が穴の中に入り、てこずっていた業者の代わりに修理機材を取付け、漏水を止
め、現場にいた者たちを驚かせたこともありました。水道の修理に関しては南国市のほうが断
然上だと感じております。

私は、水道で通算18年目となっております。現在は、昔に比べると圧倒的に漏水の頻度も少
なくなっており、地道に布設替えなどを行ってきた成果が出ていると実感していますが、何よ
り現在でも昼夜を問わず水道管の修繕をチームワークでやり遂げている姿を見て、局員や業者
の方々の使命感や熱い思いは昔の時代と何も変わっていないと感じています。まだまだやり残
したことはたくさんありますが、あとは後輩に任せ、安心してこの職場を去ることができます。

最後になりましたが、今後ますますの南国市の発展と皆様の御活躍を心からお祈り申し上げ
まして、甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。5年間でありました
が、大変お世話になり、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 小松消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 登壇の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。貴重
なお時間ではございますが、一言御挨拶をさせていただきます。

平成26年12月議会におきまして、「消防職員の先頭に立つその職責を肝に銘じ、災害活動現
場での経験を生かし、職務を全うする所存でございます」と御挨拶を申し上げまして、今日ま
で42回、議員の皆様からは様々な御提案、御提言をいただきました。幾つか実現できたことも
あります。それとあわせまして、消防職員、団員の定数増や消防団員の処遇の改善、また消防
設備、施設の整備等に御賛同を得ましたことは、副県都南国市の消防体制を構築する上で、大
きな後押しとなったと考えております。

今議会におきまして、西本議員が南国消防の県下での位置はという御質問がございましたが、
評価につきましてはほかの方がすることでございますが、私の思いとしましては、県下で一番
市民に優しい、そして安心感を与えられる消防を目指して取り組んでまいりました。そして、
その思いは必ず後進にも引き継がれると感じております。

最後になりますけれども、38年間充実した消防人生を送ることができました。誠にありがとうございました。（拍手）

—————*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第439回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時18分 閉会